



きょうなん
自動車学校

KYONAN DRIVING SCHOOL

入校規約

入寮規約

きょうなん自動車学校では、下記規約のとおり【入校規約】を定めております。
また、入校される方で入寮での合宿教習の方は、さらに【入寮規約】を定めております。
お申込み前によくご確認、同意したうえでお手続きをお願いします。

入校規約

第1条 入校契約の成立 及び 教習料金のお支払い

1. 本契約は、お客様から入校の申し込みに基づき、当校が所定の申し込み手続きを開始した時点で申し込みとして効力を有するものとします。
2. お客様の都合（手続き不備等）により、入校日より14日前までに当校所定の申込手続きが完了していない場合、申し込みは無効となることがあります。
3. ローン（分割払い）をご利用の場合は、ローン承認連絡をもって契約成立といたします。
4. 教習料金は、お申込み時にご案内するお支払方法に従い、期日までにお支払いいただきます。
なお、教習料金、追加料金のお支払いが確認できない場合、卒業検定を受験することができない場合があります。

第2条 入校の資格及び制限

以下に該当する方は入校できません。

1. 資格

- ア.法律で定められた年齢に達していないため、取得しようとする免許の受験資格がない方
- イ.法律に定められた視力、聴力、色彩識別及び運動能力に障害があり、運転に支障のある方
- ウ.自動車の運転に支障を及ぼす身体障害や運転に影響する病気、症状等がある方。（警察署又は運転免許センターで「運転適性相談」を受け、支障がないと判断された方を除く。）
- エ.過去に交通事故・違反による行政処分で免許取り消しとなり欠格期間を終了していない方、又は欠格期間は終了しているが処分者講習を受講していない方

オ.無免許運転による行政処分を受け、欠格期間を終了していない方

カ.必要書類が不備なため、入校手続きに支障のある方

2. 制限

ア.暴力団員又はそれらと同等の反社会的勢力に該当する方

イ.刺青・タトゥーのある方

ウ.妊娠中の方。（主治医の許可証の提出がある場合を除く。）

エ.日本語の読解ができない方

オ.入校日当日の集合時間に遅れた方。（入校初日より教習スケジュールが組まれております。）

カ.当校において教習又は合宿生活に不適格と判断した場合

上記の全ての項目に関して、虚偽の申請又は該当した場合の入校の申し込みは受付できません。

また、契約の成立後において、各項に該当することが明らかとなった場合には、直ちに契約を解除し、一切の返金には応じられません。

第3条 入校申し込み手続き

入校に当たっては、入校申込書等に必要事項を記入し、住民票（発行後3カ月以内、本籍・国籍等記載、本人のもの）1通、運転免許を受けている方はその免許証を添えてお申込みいただきます。

外国籍の方は、旅券、在留カード等の提示が必要です。

第4条 入校者の心得

入校後は、指導員等職員の指示及び教習規則等に従っていただくとともに、以下の事項を厳守していただきます。なお、これらに反する行為等が認められた場合は、当校の管理権に基づき退校処分とし契約を解除させていただきます

す。この場合、「転校（所）の手続き・教習料金の返金」は一切行いません。

1. 当校外において、他の教習生等に粗暴な言動及び違法行為、危険行為、暴力行為等の社会の公序良俗に反する行為はしてはならない。
2. 指導員及び検定員に対して、正当な業務を妨害する行為はしてはならない。
3. 教習カリキュラムに従い短期卒業を目指すものとし、教習時限を厳守すること。
4. 教習及び検定において、不正な行為を行ってはならない。

第5条 教習料金等

1. 教習料金
運転教習に対する教習料金については、別途定めるとおりです。
2. 追加料金及びキャンセル料
 - ア.当校が保証する教習時限・検定回数・宿泊日数を超えた教習受講・検定受検の場合は、別途追加料金をお支払いいただきます。
 - イ.通学免許の技能教習・検定のキャンセルは前日16時00分までとし、以後のキャンセルは所定のキャンセル料をいただきます。
 - ウ.当校が故意とみなす教習・検定の欠席、延長(寝坊による遅刻等)は、保証対象外として、別途料金にてお支払いいただきます。
 - エ.教習料金に含まれる保証は、教習遅延に対するものであり、技能教習の習熟度に応じて当校の指導員が判断いたします。お客様のご希望による追加教習・自由練習・延泊・卒業後の教習や宿泊については保証対象外となり、保証の範囲内であっても料金は自己負担です。

第6条
日程・最短日数等

1. 当校で定めている最短卒業日数は、教習及び検定が順調に進行した場合の卒業可能な日程です。従って、卒業までに要する日数は、お客様の技能教習の習得状況や検定・学科試験の合否、台風や積雪などの天災などの理由により延長される場合があります。全ての方の卒業日を保証するものではありませんので、あくまでも参考として余裕を持った日程で入校日をご検討ください。
2. 定められた入校日が諸事情により変更される場合があります。また各入校日は入校可能な定員に限られております。定員上限の際にはご希望する入校日をご契約いただくことができませんので、あらかじめご了承ください。

第7条
契約の解除等

1. 入校前の解約
入校予約申込後にお客様の都合により入校を取消した場合には、規定のキャンセル料をお支払いいただきます。
2. 入校後の解約
当校へ入校した後お客様の都合で教習を中断する場合、当校が定める通常料金で精算し、退校時又は振込手数料を差し引き指定口座へ返金いたします。
なお、教習進捗状況により、必要経費等がお支払いいただいた教習料金を上回り返金が発生しない場合や、追加料金をご請求する場合があります。また、転校(所)する場合の書類上の手続きは当校で行いますが、必要経費はお客様のご負担となり、転校(所)先などの紹介は行っておりません。
3. 退校処分による解約
教習生が次の各号により退校処分になった場合には、教習料金の返金はいたしません。
ア.本規約に定める規定により退校処分になった場合
イ.事実を偽り入校申込みした場合及び入校申込みに関して虚偽事項が判明した場合

4. 災害時等の解約

地震・水害・雪害等の天変地異、その他当校の責めに帰することのできない事由や不可抗力により、安全かつ円滑な教習の継続が不可能となった場合には、契約を解除する場合があります。この場合、「転校（所）・教習残金の返金の手続き」をいたします。

5. 業務停止時による解約

当校の責任により監督官庁より指定自動車教習所としての業務停止等の処分が発生した場合は、契約を解除するとともに、「転校（所）・教習残金の返金の手続き」をいたします。

第8条 免責事項

教習生が次に例示する事由により損害を被られた場合においては、当校は責任を負えません。

1. 天災地変（積雪・台風・地震等）、官公庁命令、その他当校の管理できない事由による生ずる教習日程の変更若しくは教習の中止
2. 教習中の事故による被害（当校が加入する自動車損害保険の補償範囲を超える損害）
3. 教習中以外の自由行動中の事故
4. 当校内における貴重品等の紛失、盗難
5. その他、当校の責によらず生じたもの

第9条 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別途規定に定めるとおりです。

第10条 その他

1. 当校の保証は卒業時点で終了します。最短日数で卒業し、保証を一切使わなかった場合でも、教習料金・検定料・宿泊費などの返金は一切ありません。
2. 車両の運転操作に支障があると認められる「つけ爪」の方は、入校をお断りすることがあります。

入寮規約

第1条 入寮生の義務

入校の要件を満たし入寮する方は、規約各条項を順守するとともに、社会通念に従い、寮の保全と秩序の維持に努める義務を負うものとします。

第2条 誓約書

寮生は、入寮に当たり別途定める「入寮誓約書」を作成して提出していただきます。

第3条 禁止行為

寮生は、以下に該当する行為を行ってはなりません。

1. 寮内に人に危害を及ぼすおそれのある危険物等を持ち込むこと
2. 建物、付属施設、備品等を毀損すること
3. 暴行、窃盗、恐喝等の違法行為及び地域周辺、隣室、同室者に対し迷惑を及ぼす行為
4. 関係者以外の者（寮生以外の家族、友人等）及び異性を寮内に立ち入らせる行為
5. 指定部屋や共有スペース以外の場所（他人の部屋等）へ立ち入ること
6. 寮内への酒類の持ち込みや、飲酒、賭博行為をすること
7. 指定場所以外の場所で喫煙すること
8. 寮内において、管理者の許可なく販売、政治、宗教活動をすること
9. 外出して門限時間を守らない、又は無断外泊をすること

第4条
教習日程等

入寮しての合宿教習の日程は、教習規定に従い当校で決めさせていただきます。

仮免許学科試験3回不合格の場合、一時帰宅して（往復交通費自費）住民票がある運転免許試験場にて学科試験を受験（自費）し、合格後再入校となります。

合宿期間中は、原則としてお客様の都合で教習を欠席したり、一時帰宅することはできませんが、やむを得ない事情で欠席・一時帰宅となる場合は、卒業までの日程が大幅に延長されることがあります。（再入校日をご希望に添えない場合があります。）

第5条
交通費の支給

交通費は、当校の規定に基づき卒業証明書の授与を受けたお客様に対し、規定額を卒業時に支給いたします。このため、往路交通費は原則お客様のお立て替え払いとなります。

卒業に至らずに帰宅（教習中断・強制退校・転所(校)・自己都合による一時帰宅時）される場合の交通費は支給いたしません。

第6条
修繕費の弁償等

寮生は、故意又は重大な過失により寮建物、付属施設及び備品等を毀損し、損害を与えた場合は、当該修理に係る実費相当額を弁償する。また、部屋鍵又はカードキーの紛失については、複製に係る経費を弁償するものとします。

第7条
外泊・一時帰宅

寮生の外泊・一時帰宅は、校外の自由行動中における不慮の事故を防止するため、届出の理由が緊急かつやむを得ないと判断された場合のみ許可するものとします。この場合、当校所定の手続きを行っていただきます。

第8条
退校処分

また、外泊・一時帰宅が頻繁であると当校が判断した場合、通学教習可能とみなし、通学教習に切り替えていただく場合があります。

第9条
延泊等

当校の規約及び当職員からの指示等を順守しない場合、又は当校が寮生として不適格であると認めた場合、当該寮生を強制的に退校処分にすることがあります。

第10条
その他

寮生の教習の遅れ等の事情により、保証期間を超えて延泊する場合、別途延泊料金をいただきます。

また、保証の範囲内であっても、卒業後に宿泊施設に滞在することはできません。

入寮期間中は、原則として部屋の移動はありませんが、やむを得ない場合により部屋の移動をお願いすることがあります。この場合は、職員の指示に従っていただきます。